過誤申立月

過誤申立翌月

過誤申立翌々月

通常 過誤

15日まで

市役所へ 過誤申立書提出 4 E 18

送付

国保連合会より

過誤決定通知書

10日まで

国保連合会へ 再請求 26日頃

前月請求分より過誤申立 した分が引かれた報酬が 支払われます。

前月請求額-過誤額 =支払決定額 26日頃

前月請求分(再請求分含む)の 報酬が支払われます。

同月過誤

20日まで

市役所へ 過誤申立書提出 10日まで

国保連合会へ 再請求 26日頃

前月請求分の報酬が支払われます。

18

26日頃

国保連合会より 前月請求分から過誤申立した分 過誤決定通知書 と過誤再請求分が差引された報 送付 酬が支払われます。

前月請求額-過誤額+過誤分再請求額 = 支払決定額

- ※市役所への過誤申立書提出締切日が土日祝の場合は、前開庁日が締切となります。
- ※同月過誤で、過誤申立翌月の再請求がされなかった場合、もしくは再請求が通らなかった場合、通常過誤と同様に過誤申立 した分が翌月の報酬から引かれますのでご注意ください(同月内での差引きはできません)。